

用途廃止した学校施設に係る利活用事業者の公募
及びサウンディング型市場調査の実施について

1. 概 要

令和元年度、学校再編の進展により用途廃止した学校施設（以下「対象施設」という。）で、地元からの活用提案がない施設について、民間活用に向けたサウンディング型市場調査を実施しました。

その結果、活用事業提案のあった対象施設については今年度「公募」することとし、そうでない対象施設については、改めて「サウンディング型市場調査」を実施することとしました。

当初、4月中旬からの公募等を予定していましたが、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことから、全国の事業者を対象とする公募等は、困難であると判断し、当面実施を見合わせていました。また、5月25日に緊急事態宣言は解除されましたが、その後も東京都を中心に新型コロナウイルス感染症の感染者が多発したため、現在まで公募等の実施を見合わせてきています。

しかしながら、現在のような状況は、今後も当分続くと予想されることや、昨年度行ったサウンディング型市場調査の参加事業者から、早期の公募実施を望む声が挙がったことから、十分な感染防止対策を講じたうえで、公募等を実施します。

2. 対象施設

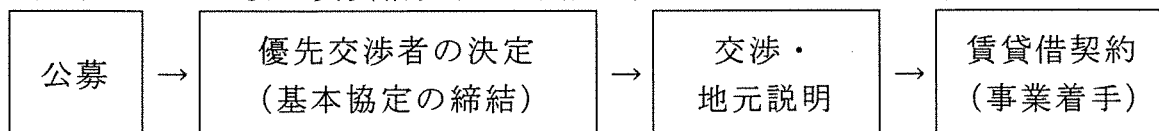
| 項 目 | 対 象 施 設 名 称 |
|--------------|-----------------------------------|
| 公 募 | 旧光中学校、旧田儀小学校 (以下、「公募施設」という。) |
| サウンディング型市場調査 | 旧佐香小学校、旧日御碕小学校 (以下、「調査施設」という。) |

3. 利活用事業者の公募について

(1) 公募から賃貸借契約までの流れ

公募施設については、地域の活性化につながる事業を民間事業者から幅広く募集し、最も優れた提案を行った者を優先交渉者として決定し、基本協定を締結します。優先交渉者は、市との間で事業内容・賃貸借の条件等について協議し、地元住民への説明を行います。

協議が整った後に賃貸借契約を締結し、事業に着手します。



(2) 公募に関する主な要件等

①公募に関する主な要件

- ア 契約形態 賃貸借契約による貸付
〔現状のまま既存施設を利用する。(一部改修は可)〕
- イ 貸付期間 3年～5年
- ウ 事業内容 公募施設の活用が地域活性化につながる事業

②募集開始時期 令和2年10月1日(市ホームページで公表)

③本年度の公募の最短のスケジュール(案)について

| | | |
|------|------|--|
| 令和2年 | 10月～ | ・公募募集開始 |
| | 11月 | ・募集締切 |
| | 12月 | ・審査会(優先交渉者決定) ・基本協定締結 |
| 令和3年 | 1月～ | ・優先交渉者との交渉 (賃貸借の条件、事業内容の精査) ・地元説明等 ※交渉等の結果、契約に至らない場合もあり。 |
| | 4月～ | ・賃貸借契約の内容決定 ※賃貸借価格が、建物、土地の評価額に基づいて算出した財産使用料を下回る場合は、市議会の議決が必要 ・事業着手 |

4. サウンディング型市場調査について

調査施設については、改めてサウンディング型市場調査を行うとともに、文部科学省が全国の廃校の利活用事業を紹介する「廃校プロジェクト」に情報掲載を行います。

①募集開始時期 令和2年10月1日(市ホームページで公表)

②本年度のサウンディング型市場調査の最短のスケジュール(案)について

| | | |
|------|------|---------------------------------|
| 令和2年 | 10月～ | ・募集開始 ※文部科学省 HP「廃校プロジェクト」で周知 |
| | 12月 | ・締切 (応募がなければ募集期間を3カ月延長) |

※地域活性化につながる提案があれば、令和3年度公募する予定